

登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

当園では、健康保育研究協議会において園児の健康回復、感染拡大の防止の観点から協議し、見直しを行い改訂いたしました。

園名 Bambini

園児氏名 _____

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
	風しん	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが瘡蓋（かさぶた）化していること
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜炎（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
	流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有な咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌 感染症 （O157、O26、O111 等）	医師により感染の恐れがないと認められていること ※ 無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登所・登園可能である。
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染の恐れがないと認められていること
	その他感染症疾患（ _____ ） ※医師の意見を聞き集団発症や流行を防ぐ必要があると診断した感染症	

上記の疾患で 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日より登園をしてよいことを証明します。

* 保育園生活での注意事項

（ _____ ）

証明日：令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____

印 _____